

## 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

この運用は、《処方変更に関わる原則》を遵守し、

- ① プロトコールの範囲内で処方変更を可とする

変更内容は、

- ① お薬手帳での情報提供（お薬手帳にて情報提供の指示のある事項）
- ② 処方変更報告書の FAX を受け取り、電子カルテへスキャンし  
医師への情報提供とする。

### 《処方変更に関わる原則》

- ①先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ②「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ③処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ④患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- ⑤在庫がないことを理由にする処方変更や調剤拒否は、認められない。
- ⑥本プロトコールに従い、変更する場合においても責任感をもって行い、万が一変更過誤が生じた場合は、責任を負うこと。
- ⑦抗癌剤、麻薬、覚せい剤原料、注射薬、吸入薬、ステロイド剤、女性ホルモン剤を除く。

### 《疑義照会不要の詳細》

#### I.成分名が同一の銘柄変更

- ・先発医薬品 ⇒ 先発医薬品 または 後発医薬品
  - ・後発医薬品 ⇒ 先発医薬品 または 後発医薬品
- 例) ボナロン錠 35 mg→フォサマック錠 35 mg  
アムロジウム錠 → ノルバスク錠

#### II.内服薬の剤形変更

- ・錠剤・口腔内崩壊錠・カプセル間の剤形変更可  
例) エバステル錠 → エバステル OD 錠
- ・散剤・顆粒剤・細粒剤・ドライシロップ間での剤形変更可

※ 用法用量が変わらない場合のみ可

※ 錠剤・口腔内崩壊錠・カプセルから散剤・顆粒剤・細粒剤等への変更は不可

※ 外用剤の軟膏⇔クリームは不可

#### III. 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

- ・5 mg錠 1回2錠 ⇒ 10 mg錠 1回1錠
  - ・10 mg錠 1回0.5錠 ⇒ 5 mg錠 1回1錠
- ※ 含有規格により、効能効果が異なる製剤への変更は不可

#### IV. 一包化調剤

- 患者希望の場合
- アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる場合

#### V. 半割・粉碎・混合

- アドヒアランス等の理由に限る
- 軟膏の混合指示漏れ（明らかに、処方上混合と読み取れる処方）

#### VI. 外用薬の規格変更

- バラマイシン軟膏 1g ⇒ 1本（10g）（明らかな用量間違え）

#### VII. 湿布薬や軟膏において、合計処方量が変わらない場合の規格変更

- A 湿布薬 100 mg（7枚入り）×5袋  
⇒ A 湿布薬 100 mg（5枚入り）×7袋
- リンデロン VG 軟膏 5g 2本 ⇒ リンデロン VG 軟膏 10g 1本

#### VIII. 日数調整

- ビスフォスフォネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化  
例）他の処方薬が14日分の処方の場合  
ボナロン錠 35 mg（週1回製剤）1錠 起床時 14日分 ⇒ 2日分
- 「1日おき服用」「週2回」等と指示された処方箋が連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化  
例）他の処方薬が14日分の処方の場合  
クレストール錠 2.5 mg 1日1錠（1日おき） 14日分 ⇒ 7日分
- 次回予約日が予約票にて確認でき、Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化

#### IX. 処方変更の報告について

- ① 『院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール』に基づき処方変更し調剤をした場合、処方箋には「日野市立病院との合意による変更」と記載すること。
- ② I～VIIは、お薬手帳を利用し報告
  - 変更点がわかるように、お薬手帳に記載する
  - 受診時にお薬手帳を医師に見せるよう、患者に説明する
  - 処方変更報告書を利用し FAX する。
- ③ VIIIは、処方変更報告書を利用し FAX する。



FAX 先：日野市立病院薬剤部 042-581-2897

報告日：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

日野市立病院 御中

### 処方変更報告書

担当医師 科 先生	保険薬局 名称・所在地
患者 ID :	電話番号
患者氏名 :	FAX 番号
	担当薬剤師名

処方箋発行日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

疑義照会簡素化プロトコール対応

1. 日数調整	薬品名： 日分 ⇒ 日分
2. その他	

注意： 処方変更報告書による情報提供は、  
疑義照会するものではありません。